

Inter alia...



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

インター エイリア・2016年7月号・配付先限定ニュースレター

AZB & PARTNERS 法律事務所

本号の内容

PAGE

- 2 : 企業および SCRA
- 3 : 外国為替
- 5 : 資本市場
- 6 : 銀行業務および金融
- 7 : 保険
- 8 : メディアおよび通信
- 8 : 税金
- 9 : インフラ
- 10 : 知的財産
- 10 : 訴訟
- 11 : その他

Inter alia... は、特定のご依頼人や関係者の皆様へ法律に関する最新情報をお届けするため AZB & Partners が3か月ごとに発行しているニュースレターです。各号には、インフラ、外国人投資家による直接投資、証券取引法、為替の管理や規制、会社法、メディアや娯楽、知的財産、ならびに銀行業務などといった重要な領域における法律の整備状況に関する最新情報の概要を記載しています。各号の内容は、皆様にとって有益で役立つ情報ばかりですので、是非ご活用ください。またご質問やご意見がございましたら、電子メール editor.interalia@azbpartners.com にてご連絡頂くと、AZB & Partners までお電話ください。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

ムンバイ MUMBAI : AZB House | Peninsula Corporate Park | Ganpatrao Kadam Marg | Lower Parel | Mumbai 400013 | India | TEL +91 22 66396880 | FAX +91 22 66396888 | EMAIL mumbai@azbpartners.com

ムンバイ MUMBAI : Sakhar Bhavan | 4th Floor | 230 Nariman Point | Mumbai 400021 | India | TEL +91 22 66396880 | FAX +91 22 49100699 | EMAIL disputeresolution.mumbai@azbpartners.com

デリー DELHI : AZB House | Plot No. A8 | Sector 4 | Noida 201301 | India | TEL +91 120 4179999 | FAX +91 120 4179900 | EMAIL delhi@azbpartners.com

グルガオン GURGAON : Unitech Cyber Park | 602 Tower-B | 6th floor | Sector 39 | Gurgaon 122001 | India | TEL +91 124 4200296 | FAX +91 124 4038310 | EMAIL gurgaon@azbpartners.com

バンガロール BANGALORE : AZB House | 67-4 4th Cross | Lavelle Road | Bangalore 560001 | India | TEL +91 80 42400500 | FAX +91 80 22213947 | EMAIL bangalore@azbpartners.com

プネー PUNE : Onyx Towers | 1101-B | 11th floor | North Main Road | Koregaon Park | Pune 411001 | India | TEL +91 20 67256666 | FAX +91 20 67256600 | EMAIL pune@azbpartners.com



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

企業 および SCRA

❖ 「Messer Holdings」事件：
株式移転制限を実施（強制）
できるかどうかという問題に
関する最高裁判所の判決

❖ NCLTの設置

❖ 2014年インド共和国会社法
施行規則「企業の社会的
責任に関する方針」の改正

❖ 2014年インド共和国会社法
施行規則「預託金の受託」の
改正

❖ 2016年インド共和国会社法
第3施行令「問題点の排除」

❖ 「Messer Holdings Ltd. 対 Shyam Madanmohan Ruia」事件¹においては、ムンバイ高等裁判所（以下「ムンバイ高裁」といいます）小法廷の決定（株主間契約に定められている株式移転制限は、1956年インド共和国会社法（以下「1956年会社法」といいます）に反する行為でないという見解を支持する決定）を不服とする上訴が、インド共和国最高裁判所（以下「インド最高裁」といいます）に対し提起されました。株式移転制限を実施（強制）できるかどうかという問題については長い間議論されてきたため、今回の上訴においては、インド最高裁がこの問題について何らかの明確な見解を示すものと思われていましたが、インド最高裁は、2016年4月19日付の判決において、この問題に関する法的結論の提示を事実上拒否し、正当な理由なく最高裁による判断を求めたとして訴訟当事者を批判しました。この問題については、2013年インド共和国会社法（以下「2013年会社法」といいます）の条項58（2）に明示されているように見えますが、ムンバイ高裁の判決が依然として有効かどうかという点を含め、最高裁が法的結論を示していない点もいくつか残っています。

❖ インド共和国国内国会会社法審判所（以下「NCLT」といいます）およびインド共和国国内国会会社法上級審判所（以下「NCLAT」といいます）の合憲性については、2016年6月1日にインド共和国政府企業省（以下「MCA」といいます）が公示し、即日発効しました。またこの合憲性については、適用規則も追って公示される予定です。当初の段階では国内の11か所（ニューデリーに2か所（いずれか1つが主たる審判所となる予定）、またムンバイ、アフマダーバード、イラーハーバード、バンガロール、チャンディーガル、チェンナイ、グワーハーティー、ハイデラバードおよびコルカタに1か所ずつ）にNCLTが設けられることになっています。

前述の公示をもって、1956年会社法に基づき設置された旧インド共和国政府企業省会社法関連審判局（以下、「CLB」といいます）が解体され、CLBにて審理されていた、清算、和解、吸収／新設合併および減資を除くすべての事件が、NCLTに即日移管されました。NCLTの設置により、これまで管轄当局であった（i）CLB、（ii）インド共和国政府財務省金融サービス局産業金融再生委員会（以下「BIFR」といいます）および（iii）BIFRの上位機関が有していた法人に関する裁判権と、（iv）高等裁判所（以下「高裁」といいます）に付与されていた法人の清算、再編およびその他類似行為に関する裁判権および法的権限が（NCLTに）集約されます。

会社の計算書類、資産の凍結、クラス・アクション形式での訴訟、職権濫用、管理不行き届きおよび公開会社から非公開会社への転換に関する問題についてもNCLTの管轄となり、その上訴先は、高裁ではなくNCLATとなります。

❖ MCAは、2016年5月23日付の公示（以下「5月23日付の公示」といいます）をもって、2014年インド共和国会社法施行規則「企業の社会的責任に関する方針」（以下「CSRに関する規則」といいます）を改正しました。改正前のCSRに関する規則の下では、企業が、条項8²に基づき設立した会社、または自らもしくは他社とともに設立し登録した信託もしくは団体（以下、各々を「認定中間事業体」といいます）を通じて企業の社会的責任（以下「CSR」といいます）を果たすことが認められており、当該事業体については、営業実績に関する最低要件の充足について示す必要がありませんでしたが、5月23日付の公示をもって改正された当該規則の下では、前述の事業体に加え、インド共和国政府もしくは州政府が設立した認定中間事業体、または国会もしくは州議会にて制定された法律に基づき設立された事業体を通じてCSRを果たすことも可能になります（これらの事業体についても、営業実績に関する最低要件の充足について示す必要はありません）。ただし、他の認定事業体を通じてCSRを果たすための活動に従事する場合に満たすべき、2013年会社法に既定の要件については、変わりなく満たす必要があります。

❖ MCAは、2016年6月29日に、2016年改正インド共和国会社法施行規則「預託金の受託」（以下「改正規則」といいます）について公示し、特に、2014年インド共和国会社法施行規則「預託金の受託」に基づき「預託金」に分類される金銭を受け取る会社が受けられる免除の範囲を拡大しました。

改正規則では、会社が、その払込済株主資本、任意積立金および株式（割増）発行差金の総額の35%（改正前の上限は25%）を上限として、その構成員から預託金を受託したり、構成員との受託契約を更新したりすることを認めています。また改正規則では、非公開会社が、その払込済株主資本、任意積立金および株式（割増）発行差金の総額の100%を上限として、その構成員から預託金を受託したり、構成員との受託契約を更新したりすることも認めています。

改正規則には、いずれの適格会社も、毎年1回以上の頻度で、自らが受託している金銭について信用格付を取得し、自らの取締役から受託している金銭について自らの財務諸表に開示しなければならないという要件が盛り込まれています。改正規則は、インド共和国官報への掲載をもって発効する予定です。

❖ 監査人の任命について定めている2013年会社法の条項139では、特に、上場会社や既定のクラスに属する会社が、1期（1期は連続する5年間）を超えて特定の個人を自らの監査人に任命／再任命したり、

1 「Messer Holdings Ltd. 対 Shyam Madanmohan Ruia」事件（2010年度特別上訴許可申請（民事）第33429号から第33434号）。

2 慈善目的で公益法人として登記されている会社等。

2期を超えて特定の監査法人を自らの監査人に任命/再任命したりすることは認められないと定めています。また条項139(1)では、会社は年次(株主)総会の場合のみ監査人を任命/再任命する必要があると定めています。

2014年4月1日から遡及適用されている2016年インド共和国会社法第3施行令「問題点の排除」に従い、MCAでは、2013年会社法の施行日から3年後以降の時点で初めて開催する年次(株主)総会の日以前の時点を終期とする期間中に前述の要件を満たせばよいこととしています。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

外国為替

❖ インド共和国準備銀行(以下「RBI」といいます)は、2016年4月28日と2016年5月20日付の公示をもって、2000年インド共和国外国為替管理法施行規則「インド国外の居住者による有価証券の譲渡または発行」に以下のような改正を加えました。

- i. 「新興企業」という語の定義を変更し、「過去5年以内に設立された非公開有限責任会社/有限責任パートナーシップであって、過去のいずれの営業年度においても年間売上高が2億5,000万ルピー(およそ370万米ドル)を超えておらず、新たな技術または知的財産を活かして新たな製品、工程またはサービスの刷新、開発、展開または商用化に向け取り組んでいる、既存の事業体の分割または組織再編により設立された事業体ではないLLC/LLP」を示す語とする改正。
- ii. インド共和国証券取引委員会(以下「SEBI」といいます)に登録している在外ベンチャー・キャピタルである投資家(以下「FVCI」といいます)が、(a) 新興企業(その所属セクターは問いません)が発行する株式、株式連動商品または負債性金融商品、(b) 登録済カテゴリーIオルタナティブ投資ファンド(以下「カテゴリーI AIF」といいます)の持分またはカテゴリーI AIFが設けている集団投資スキームもしくはファンドの持分、(c) 特定セクターに属しているインドの未上場会社が発行する株式、株式連動商品または負債性金融商品に投資できるようにすることを目的とする、付属明細書6の改正。
- iii. 以下の定めを含む新たな規則10Aを挿入するという改正。
 - 居住者と非居住者の間で株式が売買される場合、買主は、エスクロー契約を締結することで、売買契約締結日から18か月を超えない期間にわたり、合計対価の25%を超えない部分の支払いを繰り延べることができるという定め。
 - 売主は、合計対価を払い受けた場合であっても、対価の全額を払い受けた日から18か月を超えない期間中であれば、合計対価の25%を超えない額を限度として賠償を行うことができるという定め。
- iv. 前述の株式について最終的に払い受ける合計対価を、適用される価格決定に関する指針に従って決定しなければならないこととする改正。

❖ インド共和国政府商工省産業政策促進局(以下「DIPP」といいます)は、2016年6月24日付のプレス・ノート第5号(以下「プレス・ノート第5号」といいます)をもって、FDI総合政策に、以下のような特筆すべき改正を加えました。

- i. インド国内で製造または生産した食品を(電子商取引を含む方法で)販売している事業者に対する、100%を上限とする政府承認ルートでの対外直接投資(以下「FDI」といいます)を認めるための改正。
- ii. 投資を認めることでインドの人々が最新技術を利用できるようになる場合、または投資を認める他の根拠がある場合には、防衛セクターに対する、49%を超える政府承認ルートでのFDIを認めることとするための改正。この改正により、改正前においてこのFDIを行う場合に満たすべきであった、「投資を認めることでインドの人々が先端技術を利用できるようになる場合」という条件が撤廃されます。
- iii. 民間航空事業セクターへの対印投資を自由化し、(a) グリーンフィールド/ブラウンフィールド空港建設プロジェクトに対する、100%を上限とする自動承認ルートでのFDIを認めることと、(b) 定期便による空輸サービス、国内線定期旅客便による運航サービスおよび地域内での空輸サービスを手掛けている事業者に対するFDIの上限を100%に引き上げる(自動承認ルートでのFDIの上限は49%とし、非居住者たるインド人(以下「NRI」といいます)による自動承認ルートでのFDIの上限は100%とする)ことを目的とする改正。外国航空会社が、49%を上限として、定期便およびチャーター便による空輸サービスを手掛けているインド資本の会社に対し投資することは引き続き認められます。
- iv. ブラウンフィールド製菓プロジェクトに対する、100%(自動承認ルートでのFDIについては74%)を上限とするFDIを認めるための改正。ただし、インド共和国政府財務省経済局外国投資促進委員会から事前承認が得られているという特殊な状況を除いては、取引に適用される「競業避止義務」条項を設けることは禁じられています。

❖ 2016年インド共和国外国為替管理法施行規則「インド国外の居住者による有価証券の譲渡または発行」

❖ FDI総合政策の改正



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

- v. 「先端」および「最先端」技術を活かした製品を単一ブランドで小売りしている事業者については、現地調達が可能ない場合、現地調達に関する要件を3年間緩和するための改正。
- vi. 民間警備会社に対するFDIの上限を74%に引き上げる（自動承認ルートでのFDIの上限は49%とする）ための改正。この改正では、「民間警備会社」、「民間警備」および「装甲車による護衛サービス」という語の定義が、2005年インド共和国民間警備会社（規制）法に規定の定義と同じであることも明確にしているため、民間警備会社には、民間警備サービス（警備員の訓練や装甲車の配備を含みます）を提供している（政府系機関以外の）あらゆる自然人／法人が含まれます。
- vii. 一定の規制要件が満たされている場合に限り、畜産業者（犬の飼育業者を含みます）、養魚事業者、水産養殖業者および養蜂業者に対する、100%を上限とする自動承認ルートでのFDIを認めるというこれまでの定めから、「一定の規制要件が満たされている場合に限り」という文言を削除するための改正。
- viii. 放送事業者（テレポート管理会社、直接衛星放送事業者、ケーブルテレビ放送網管理会社、モバイルテレビ放送事業者および通信衛星を用いてケーブルテレビ事業者に番組を配信する事業者を含みます）に対する、100%を上限とする自動承認ルートでのFDIを認めるための改正。

❖ 信用情報会社に対する投資
に関するRBIの通達

❖ RBIは、2016年5月19日に公表した通達の内容に従い、すべての信用情報会社（以下「CIC」といいます）に対し下記の定めに従うよう求めました。

- i. （居住者かどうかは問わない）いずれかの自然人／法人によるCICへの直接投資または間接投資の比率は、被投資会社の株主資本の10%以下でなければならないという定め。ただしRBIは、下記の場合、信用情報機関を営んできた実績を有する事業体に対するFDIの上限を下記の割合まで引き上げることを検討する場合があります。
 - 被投資会社の株式所有が十分分散されていない場合（すなわち、1人以上の株主が、被投資会社の議決権の10%超を保有している場合）、49%。
 - 被投資会社の株式所有が十分分散されている場合、または十分分散されているとは言えないものの、被投資会社であるCICの取締役の少なくとも50%がインド国民／NRI／インド系移民である場合（ただし、取締役の少なくとも1/3は、インド国籍を持つインド居住者でなければなりません）、100%。
 - 投資会社は、公認証券取引所に上場している会社であることが望ましい。
- ii. 外国人機関投資家（以下「FII」といいます）／対印間接ポートフォリオ投資家（以下「FPI」といいます）は既定の条件を満たすことでCICに投資できるという定め。

CICに対する投資が、持株会社によるその完全所有子会社に対する（直接または間接）投資の場合、前述の条件は、信用情報事業を営んでおり、インド国内のCICに対し技術的なノウハウを提供する責任を負っているグループ会社に適用されます。

❖ RBIが認めた和解手続命令
についての、RBIのウェブサイト
への開示

❖ 開示の透明性を高めるため、RBIが2016年6月1日以降に認めた和解手続命令についてはRBIのウェブサイト（www.rbi.org.in）に開示されることとなります。RBIが2016年5月26日に公表した本件に関する通達には、申請人に賦科される可能性のある違約金／罰金の額（実際の賦科額は、事件の内容に応じ、計算結果とは異なる可能性があります）の計算に関する指針も（指示的な方法で）定められています。

❖ 2016年インド共和国外国為替
管理法施行規則「インドでの、
支店、渉外事務所、プロジェクト
事務所または他の事業所の開設」

❖ RBIは、最近の公示をもって、2000年旧規則の後継となる、2016年インド共和国外国為替管理法施行規則「インドでの、支店、渉外事務所、プロジェクト事務所または他の事業所の開設」（以下「新規則」といいます）を公表しました。新規則における主な変更点には、特に、(i) 「支店」という語を定義し、「該当会社が支店として説明しているすべての施設」を示す語とする点、(ii) 会社が、開設承認に関する書面の受領から6か月以内に該当する事業所を開設しなかった場合、当該開設承認が取り消される点（なお取引承認者カテゴリーI銀行（以下「AD銀行」といいます）は、自ら管理できない事象を根拠に前述の期間をさらに6か月延長することができます）、(iii) 特定国の国民が支店、渉外事務所、プロジェクト事務所または他の事業所を開設するには、RBIからの開設承認に加え、該当国の警察当局に登録しなければならない点、ならびに (iv) AD銀行は、所定の書類を提出することで、清算完了／プロジェクト完了までは支店／プロジェクト事務所による断続的な送金を認めることができる点が含まれています。

❖ 2016年インド共和国外国為替
管理法施行規則「預金」

❖ RBIは、2016年4月1日付の公示をもって、2000年旧規則の後継となる、2016年インド共和国外国為替管理法施行規則「預金」を公表しました。主な変更点は以下のとおりです。

- i. インド国内に事業利益基盤を有するインド国外の居住者は、一定の条件を満たした場合、真正なルビー建取引に使用できる非居住者用ルビー建特別口座（以下「SNRR口座」といいます）をAD銀行に開設できる点。
- ii. インド国外で設立された船舶会社または航空会社は、インド国内で支出する金銭を預けておくことができる外貨建口座をAD銀行に開設および保有できる点。ただし、この口座に入金できるのは、インド国内で回収した運賃もしくは輸送料、またはインド国外の事業所からインド国内に銀行送金する金銭のみとなります。
- iii. AD銀行は、一定の条件を満たした場合、インドでの約定業務を、外国企業とインド企業の

非法人共同支配企業に委託できるほか、通常業務に属する取引に使用できる無利息の外貨建口座およびSNRR口座を開設および保有できる点。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

❖ 以下は、RBIが、2016年4月21日付の通達に基づき認め、SEBIまたは他の適格当局に登録している不動産およびインフラ投資ビークルの持分に対する対印投資に関する事項の中でも特筆すべき事項です。

- i. インド国外の居住者（登録済対印間接ポートフォリオ投資家（以下「RFPI」といいます）およびNRIを含みます）は、不動産投資信託（以下「REIT」といいます）の持分に投資できます。
- ii. 該当規則に従い持分を取得または購入したインド国外の居住者は、いかなる方法でも当該持分を売却または移転できるほか、SEBI策定の規則またはRBI公表の指令に従い当該持分を換金することができます。
- iii. 対印投資を受けているカテゴリーIII オルタナティブ投資ファンドは、RFPIが投資できる有価証券または金融商品に対してのみポートフォリオ投資を行なえます。
- iv. SEBIに登録しているREITの持分に対する対印投資は、「不動産業者」への投資に含まれません。

❖ DIPPは、2016年5月6日付のプレス・ノート第4号（以下「プレス・ノート第4号」といいます）をもって、下記の主要な事項に従い、資産再建会社（以下「ARC」といいます）に対する、100%（旧上限は49%）を上限とする自動承認ルートでのFDIを認めることとしました。

- i. プレス・ノート第4号の公表前においては、2002年金融資産の証券化および再建ならびに担保権の行使に関する法律（以下「SARFAESI」といいます）に従い、ARCの出資者が、FDIまたは自らの管理下にあるFII/FPIを通じて50%超の株式を保有することは認められていませんでしたが、2016年担保権の行使および債権の回収に関する法律ならびに関連する雑則の（改正）法案により、この制限の撤廃が提案されたため、プレス・ノート第4号には、ARC出資者によるARC株式への投資の限度についてはSARFAESIに準ずると定められました。
- ii. RBIの指令に従うことで認められる、RBI登録資産管理会社発行証券の各トランシェに対するFII/FPIの上限が、これまでの74%から100%に引き上げられました。
- iii. 今後のARCに対する対印投資には、SARFAESIの全条項（これまでは条項3(3)(f)のみ）が適用されます。

❖ 政府承認ルートでの対外商業借入（以下「ECB」といいます）による資金調達に必要なRBIからの承認をより迅速に得られるようにするため、RBIは、2016年6月30日付の通達（以下「ECBに関する通達」といいます）をもって、所定の基準額（追って定められる予定）を超えるECBについては、RBIの「授権委員会」に対し承認を求めよう指示しました。該当するECBを認めるかどうかの最終決定は、授権委員会からの提言を踏まえてRBIが下します。ECBに関する通達の公表前においては、政府承認ルートでのいずれのECBについても、授権委員会に対し承認を求め、その判断を仰ぐ必要がありました。

❖ REIT、InvITおよびAIF発行の持分に対する対印投資

❖ ARCへの投資に適用されるセクター別上限の改正

❖ 政府承認ルートでの対外商業借入による資金調達に関するRBIの通達

資本市場

❖ SEBIは、2016年5月11日に、2014年SEBI規則「インフラ投資信託」（以下「InvITに関するSEBI規則」といいます）の定めを改正するための、インフラ投資信託の持分の公募に関する指針（以下「本件指針」といいます）を公表しました。

本件指針には、インフラ投資信託（以下「InvIT」といいます）がその持分の公募を行う際に従うべき手順が、主幹事マーチャント・バンクおよび他の仲介機関の指定、SEBIおよび証券取引所への目論見書の提出、入札および割当ての手順を含めて記載されています。公募持分は、(i) 機関投資家への割当てが75%以下となり、(ii) 他の投資家への割当てが25%以上となるように割り当てる必要がありますが、運用会社には、一定の条件を満たすことで、割当て可能な部分の60%を、機関投資家および安定投資家（戦略的投資家を含みます）に割り当てることを選択できる権利があります。また運用会社は、InvITに代わって、公募する持分の総額の0.5%に相当する額または5,000万ルピー（およそ74万5,000米ドル）のいずれか低い方の額を証券取引所に預託し、その状態を保つ必要があります。持分の価格は、(i) 運用会社が主幹事マーチャント・バンクと相談して算定するか、(ii) ブック・ビルディング方式で算定することができますが、算定方法により価格に差が生じることは許されません。

❖ インフラ投資信託の持分の公募に関する指針

❖ SEBIは、2016年4月12日に、2015年8月24日に公表した2015年SEBI規則「インサイダー取引の禁止」（以下「PITに関する規則」といいます）に関する手引書を改正して、PITに関する規則に定められている反対取引制限が適用されない対象を拡大し、これまで対象であった、買戻しのための募集、株主優先募集、ライツ・イシュー、IPO後の追加公募、無償発行等に、（反対株主に対する保有株式の）買取提案を追加しました。

❖ 2015年SEBI規則「インサイダー取引の禁止」に関する手引書の改正



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

❖ 2011年SEBI規則「株式の大量取得および公開買付」に定められている開示方法の改正

❖ SEBIの理事会

❖ ミューチュアルファンド持分の償還制限に関するSEBIの通達

❖ 外国人投資家向けデリバティブ商品の発行および移転に適用される条件の変更

❖ 2011年SEBI規則「株式の大量取得および公開買付」(以下「公開買付規則」といいます)の規則10(5)および10(7)に定められている開示方法の下では、取得者は、公開買付規則の第V章(持株比率および支配状況の開示について取り扱っている章)に従って報告(開示)を行う必要がありますが、規則10(1)(a)(i)、(ii)、(iii)、(iv)および(v)に基づく取得の開示方法に関する定めには、どの程度の期間について報告(開示)を行えば、当該開示に関する定めに従って報告(開示)が行われているものとみなされるかが明示されていませんでした。このためSEBIは、2016年5月2日付の通達をもって開示方法に関する定めを改正し、取得日の過去3年間について必要な情報を開示するよう取得者に求めました。

❖ SEBIは、2016年5月19日開催の理事会にて、和解規則の規則5(2)(b)に定められている行為については、深刻かつ重大な影響を及ぼす行為のみ強制執行による解決に対象となることについて明示するための手引書を、2014年SEBI規則「行政手続および民事手続に係る争いの和解による解決」(以下「和解規則」といいます。)に盛り込むことを承認しました。これに関しては、SEBIが、その見解に基づき、上場証券やその投資家だけでなく証券取引市場全体に影響を及ぼす行為であると判断した違法/不法行為が、市場全体に影響を及ぼす行為とみなされる可能性があります。

またSEBIは、前述の理事会後の2016年6月17日に開催した理事会でも、1993年SEBI規則「受託資産ポートフォリオ運用会社」およびInvITに関するSEBI規則の改正に関する2つの市中協議案を承認しました。

❖ SEBIは、2016年5月31日に、ミューチュアルファンド/資産運用会社/受託者が、各々の集団投資スキームの持分に投資している投資家に対し、償還制限を課することができる状況について詳しく記載されている通達を公表しました。SEBIは、この通達において、償還制限期間は90日当たり10営業日を超えてはならず、20万ルピー(およそ2,975米ドル)を超える償還請求にのみ適用しなければならないと定めています。また償還制限を課す際には、事前に、資産運用会社の理事会と受託者の双方から固有の承認を取得し、当該承認について遅滞なくSEBIに通知する必要があります。

❖ SEBIは、2016年6月10日付の通達をもって、外国人投資家向けデリバティブ商品(以下「ODI」といいます)の発行および移転に適用される条件を、2016年7月1日以降下記のように変更すると公表しました。

- i. 事業体が引受人となる場合の受益所有者の有無は、顧客確認の原則に従い、2005年インド共和国マネーロンダリング防止法施行規則「記録の保持」に定められている基準値(すなわち、会社が引受人の場合25%、またパートナーシップ・ファーム/信託/非法人団体が引受人の場合15%)に照らして確認する必要があり、持分比率がこの基準値を超えている受益所有者からは顧客確認に必要な書類を取得しなければなりません。引受事業体内に、その持分比率が前述の基準値を超える受益所有者がいない場合、ODI発行体は、当該事業体の経営上重要な/経営を支配できる上級経営陣の地位にある自然人の身元と住所の証となる情報を入手する必要があります。
- ii. ODI発行体またはその代理人が発行したODIは、移転先がODI取引適格者の場合に限り、ODI発行体から事前承認を得る(移転先が自ら事前承認を得ていない場合のみ)ことで移転できますが、この移転については、毎月SEBIに報告する必要があります。
- iii. ODI発行体は、疑わしい取引(があれば当該取引)についてインド共和国政府財務省金融諜報機関に報告する必要があります。
- iv. ODI発行体は、ODIのポジション(持ち高)を半年ごとに再確認し、月次報告済の事項と異なる事項があればそれをSEBIに報告する必要があります。
- v. ODI発行体は、ODIと関係のある自らの管理体制、システムおよび手順を定期的にレビューおよび評価する必要があり、発行体の最高経営責任者は、当該レビューおよび評価の証となる書類を毎年SEBIに提出する必要があります。

銀行業務 および 金融

❖ 民間銀行の株式保有等に関する指針

❖ RBIは、2016年5月12日付の基本指令(以下「本件指令」といいます)をもって、在印民間銀行の株式および議決権の保有に関する指針を公表しました。本件指令には、在印民間銀行の株式に投資する場合に適用される、株主の種類別上限(当該銀行の払込済資本に占める投資の割合)が以下のように定められています。

- i. 発起人等 - 上限は、現行の指針に準ずる割合となりますが、既存の銀行への投資には、RBIが以前公表した指針に準ずる割合(すなわち15%)となります。
- ii. 自然人および非金融機関(発起人等/発起人グループは除きます) - 上限は10%となります。
- iii. 金融機関(規制対象外/非多角経営の非上場金融機関) 上限は15%となります。
- iv. 金融機関(規制対象で多角経営の上場金融機関、超国家的金融機関または公営事業体もしくは政府系事業体である金融機関) - 上限は40%となります。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

既存の発起人等が投資を手仕舞う場合、経営基盤が脆弱な銀行を再生または再建する場合、既存の発起人等または銀行の利益を守る場合、銀行セクターにおける統合を進める場合に代表される特定の状況では、国内外の事業体／金融機関を通じた資本注入により発起人等または非発起人等が行う、前述の上限を超える投資または戦略的投資が認められる場合があります。

本件指令には、前述の事項以外にも、(a) 保有できる議決権の割合は、前述の持株比率上限にかかわらず15%となること、(b) 在印民間銀行の株式／議決権を、その払込済資本または総議決権の5%以上取得する場合には、事前にRBIから承認を得る必要があること、また(c) 経営基盤が脆弱な銀行の再建、または銀行セクターにおける統合がもたらす利益の保護といった目的を達成するには投資が必要であるという例外的な状況でなければ、投資により、投資銀行の持分比率が、被投資銀行の株主資本の10%以上となる場合、在印銀行による他行の株式の取得は認められないことを含む主要な原則が盛り込まれています。

❖ RBIは、2016年6月13日付の通達をもって、「ディストレス資産（債権）の持続可能な再建スキーム」と呼ばれる大規模な不良債権再建スキームを導入しました。このスキームは、不良債権処理の枠組みの1つとして選択できるスキームで、このスキームを利用する債権者は、経営破綻した債務者の債務に含まれる持続可能な部分を算定し、既存の債務を、持続可能な部分（債務者の将来キャッシュフローが現行の水準のままであったとしても、既存の融資における期間と同じ期間内に返済を受けられるであろう元本の額に相当する部分。この部分には、今後6か月以内に承認を得る必要のある、新たな資金調達に係る資金も含まれます）と持続不能な部分に分離して処理することとなります。残りの持続不能な部分は、（本通達に概説されている価格決定に関する指針および他の条件に従い）債権者に発行される株式または類似の資本性金融商品に転換されます。

このスキームを利用できる不良債権は、(i) 営業が始まっているプロジェクトに係る債権であって、(ii) すべての大口債権者（外貨建債権者を含みます）のエクスポージャーを合わせると、その総額が50億ルピー（およそ7,300万米ドル）を超えるような債権で、(iii) 債務者が現在有している債務の少なくとも50%を「持続可能な債務」に分類できるような債権となります。再建計画については、インド共和国銀行協会がRBIと協議して設けた、著名な専門家で構成されている金融監督委員会によるレビューを受ける必要があります。再建後には、債務者の支配形態が変更され、債務者企業の株式の過半数を取得する債権者もしくは新たな発起人等が支配する形態、または債務者企業の株式の過半数／経営支配権を引き続き保有する既存の発起人等が支配する形態のいずれかとなりますが、いずれの場合でも、債権者は、発起人等に対し、株式の希薄化方法や保証の発行等に関する追加条件を課すことができます。再建計画および支配権は、発起人等が、債権者から事前承認を得ることなく、また（株式に転換後の）残債について利益が生じている場合にはその利益を債権者と分配することなく、当該株式を売却して当該残債に係る損失の補填に充てることができないような内容にしておく必要があります。

❖ RBIは、2016年5月5日に、随時申請可能な民間金融機関であるユニバーサル・バンクの営業許可に関する指針草案（以下「**本件指針草案**」といいます）を公表して、ユニバーサル・バンクの営業許可申請を随時RBIに提出できるようにしました。本件指針草案は、多くの点で、2013年に公表された銀行の営業許可に関する指針の内容を踏襲していますが、本件指針草案には、(i) 10年の銀行および金融業務経験を有しているインド居住者たる自然人／専門家が、業界適格発起人等として新たに加えられる点、(ii) 大企業による新設ユニバーサル・バンクの経営支配権保有が禁じられる点、また(iii) 申請人が自然人であるかグループ会社を持たない単独企業である状態で遊休金融持株会社を通じてユニバーサル・バンクを設立する場合に満たすべき要件が緩和される点を含む特筆すべき変更点も盛り込まれています。

❖ ディストレス資産（債権）の持続可能な再建スキーム

❖ 随時申請可能な民間金融機関であるユニバーサル・バンクの営業許可に関する指針草案

保 険

❖ インド共和国保険規制開発庁（以下「**IRDAI**」といいます）は、2016-2017営業年度より適用される、在印保険会社のコーポレート・ガバナンスに関する指針（以下「**CGに関する指針**」といいます）を、2016年5月18日に公表しました。CGに関する指針に盛り込まれている特筆すべき事項には、(i) 保険会社の取締役会（以下「**BoD**」といいます）は、関連当事者取引が、CGに関する指針に規定の制約に従って実施されるようにするための方針を策定する必要があること、(ii) BoDには、少なくとも3名の社外取締役を置くべきこと（この要件は、CGに関する指針の発効日から1年以内に満たす必要があります。保険会社は、設立登録日から5年間は、2名の社外取締役を置けばこの要件を満たしたことになります）、(iii) CGに関する指針に定められている指定の委員会を必ず設けること、(iv) 主要経営陣の任命および報告ならびに法定監査人の任命に固有の指針が盛り込まれていること、(v) 保険会社は、いずれも、CGに関する指針の遵守状況について毎年報告しなければならないこと等があります。

❖ IRDAIは、在印保険会社のコーポレート・ガバナンスに関する指針を公表



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

❖ 2016年IRDAI（第7改正）規則
「在印保険会社の登録」

❖ IRDAIは、2016年2月22日に、2016年IRDAI（第7改正）規則「在印保険会社の登録」（以下「**本件登録規則**」といいます）を公示しました。本件登録規則には、主に、対印投資家³が保有している在印保険会社株式の計算方法を、下記の要素の総計として計算する方法に変更する点が盛り込まれました。

- i. 対印投資家（FVCIを含みます）が保有している払込済株主資本の量。
- ii. 該当保険会社のインド人発起人等／投資家が保有または支配している割合に占める、当該対印投資家（FVCIを含みます）が自らまたはその子会社を通じて保有または支配している払込済株主資本の割合。この方法は、インド人発起人等／投資家が銀行または公的金融機関の場合、適用されません。

2016年5月20日に、IRDAIは、本件登録規則をさらに改正するための公開草案を公表し、RBI、SEBIまたはインド共和国国立住宅銀行の規制を受ける上場在印保険会社のインド人発起人等／投資家にも前述の（ii）は適用されないようにすることを提案しました。

メディアおよび通信

❖ 放送事業者間での相互接続契約

❖ インド共和国電気通信規制庁は、2016年1月7日と2016年3月15日に、2012年TRAI規則「電気通信（放送およびケーブルサービス）の相互接続（デジタルアドレス指定可能ケーブルテレビシステム）」を改正し、マルチプル・システム・オペレーター（MSO）を通じて自らの有料放送（受信料を支払う必要のない番組も含まれます）を再配信する放送事業者は、いずれも、当該MSOと相互接続に関する契約を書面で交わさなければならないこととしました。

❖ 「Star Sports India Private Limited 対インド共和国放送協会およびその他関係者」事件におけるインド共和国最高裁判所の判断

❖ 2016年5月27日に、インド最高裁は、デリー高等裁判所がStar Sports India Private Limited（以下「**Star Sports**」といいます）に対しした、国にとって重要なスポーツ・イベントのテレビ番組用信号は、ケーブルテレビ網または直接衛星放送（以下「**DTH**」といいます）網とも共有するよう義務付けることに関する命令を支持しました。

2007年スポーツ番組配信用信号に関する法律「インド共和国放送協会との共有義務」の条項3に基づき、番組に関する権利の所有者または番組保有者およびテレビ／ラジオ放送事業者（以下「**放送事業者**」といいます）は、インド共和国放送協会が、自らの地上波放送網およびDTH網を通じて該当番組を自らのCMなしで同時放送できるような形で、生放送用信号を同協会と共有する場合でなければ、国にとって重要なスポーツ・イベントのテレビ生放送用信号を、ケーブルテレビ網およびDTH網に流してはならないこととなっています。

現在、Star Sportsがインド共和国放送協会に供給している生放送用信号には、国際クリケット評議会（以下「**ICC**」といいます）に代表されるイベント主催者が挿入している、「ロゴ」や「クレジット表示」等（以下「**ロゴ等**」といいます）の宣伝用情報が含まれています。Star Sportsは、条項3の「CMなしで」という定めは、イベント主催者ではなく放送事業者が挿入したCMに関する定めであるため、イベント主催者が挿入しているロゴ等は、条項3が禁じているものではないと主張しています。

これに対しインド最高裁は、条項3の「自らの」という定めは、放送事業者に含まれる3者である、(i) 番組に関する権利の所有者、(ii) 番組保有者および (iii) テレビ／ラジオ放送事業者のすべてに関する定めのため、Star Sportsは、たとえICCが挿入したCM情報であり、Star Sportsがインド共和国放送協会との信号共有前に当該CMを源泉とするいかなる収益も稼得していない場合であったとしても、すべてのCM情報を信号から削除する必要があるという見解を示しました。

税金

❖ インドとモーリシャスが交わしている二重課税防止協定の改正手続書およびキャピタル・ゲイン免税制度の撤廃

❖ インド共和国政府（以下「**GoI**」といいます）とモーリシャス共和国政府は、2016年5月10日に、インドとモーリシャスが交わしている二重課税防止協定の改正手続書（特に下記のような定めが盛り込まれている手続書）に署名しました。

- i. 2017年4月1日以降においては、モーリシャス居住者が、インド居住者たる会社の株式を取得した場合に利用できるキャピタル・ゲイン免税制度を、下記の方法で段階的に撤廃するという定め。
 - 2017年4月1日から2019年3月31日までの期間（以下「**移行期間**」といいます）中に生じた

3 2015年インド共和国施行規則「在印保険会社に対する対印投資」に規定の定義に準ずる「対印投資家」とは、インド国外に居住している非居住者たる法人または自然人であって、適用される外国為替関連規則が認めている方法で在印保険会社の株式に投資する資格を有するすべての法人または自然人をいいます。

キャピタル・ゲインについては、所定の条件を満たせば、インド国内で適用される税率の50%で課税されることとなります。

- 被移行期間以降に生じたキャピタル・ゲインについては、インド国内で適用される税率にてインドで課税されることとなります。

- ii. 「恒久的サービス施設」という概念が導入され、モーリシャス居住者がインド源泉の技術サービスを提供する場合、当該サービスの料金については、その総額に10%の税率で課税されることとなり、モーリシャス居住者にとって「その他の所得」の性質を有する所得については、インド国内で適用される税法に従って課税されることとなります。

❖ GoIは、2016年7月1日付のプレス・リリースをもって、特に、キャピタル・ゲインの源泉国での課税について定めている（ただしこの定めは、2017年4月1日以前の投資に伴うキャピタル・ゲインには適用されず、当該キャピタル・ゲインについては、納税者の居住国にて課税される）新しいインドとキプロスの二重課税防止協定について、キプロス共和国政府と原則として合意したと公表しました。またGoIは、キプロス共和国を、1961年インド共和国所得税法の条項94Aに基づく特定管轄地域に指定することとした公示を遡及的に撤回することについても、同国と同意しました。

❖ インド共和国政府財務省所得税庁直接税中央委員会は、一般的租税回避防止規定（以下「GAAR」といいます）の適用に関する1962年インド共和国所得税法施行規則の規則10U（以下「本件規則」といいます）を改正して、ある自然人／法人が、2017年4月1日（改正前は2010年8月30日）以前に行った投資の移転に伴い、当該自然人／法人が稼得したもしくは受け取ったまたは当該自然人／法人にもたらされた所得、あるいはそのような所得とみなされる所得にはGAARが適用されないこととしました。また、2017年4月1日（改正前は2015年4月1日）以降に何らかの税優遇／税軽減をもたらすような取決めに対しては、当該取決めの締結日にかかわらずGAARが適用されます。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

❖ 新しいインドとキプロスの二重課税防止協定に関するプレス・リリース

❖ 一般的租税回避防止規定の適用に関する規則の改正

インフラ

❖ インド共和国政府は、2016年5月9日に、2016年（改正）インド共和国鉱業および鉱物（の開発および規制）に関する法律（以下「2016年改正法」といいます）を公示しました。2015年における、1957年インド共和国鉱業および鉱物（の開発および規制）に関する法律（以下「MMDR法」といいます）の改正により、移転が認められる鉱物採鉱権は、競売により付与された鉱物採鉱権のみとなりました。2016年改正法の下では、(i) 競売以外の方法で付与された租鉱権であっても、(ii) 当該租鉱権を利用して掘採した鉱物が自家消費される場合には、追って定められる条件に従い、追って定められる移転料を支払うことで、当該租鉱権を移転できます。2016年改正法にて定義された「自家消費」とは、租鉱権者が、租鉱権を利用して掘採した鉱物の全量を、自らが所有している製造施設にて使用することをいいます。

❖ 2016年改正法に従い、インド共和国政府は、2016年5月30日に、移転先による自家消費のために、競売以外の方法で付与された租鉱権（以下「ML」といいます）を移転する場合の手順について定めている、2016年鉱物規則「自家消費のための、競売以外の方法で付与された租鉱権の移転」（以下「MLの移転に関する規則」といいます）を公示しました。以下は、MLの移転に関する規則に盛り込まれている特筆すべき事項です。

- i. MLの移転は、移転承認申請日から90日以内に州政府が申請の受理を拒まなかった場合、承認されたものとみなされます。
- ii. 移転先は、承認を受けた時点で、対象となるMLを利用して掘採できる見込みの資源の価額の0.5%相当額を一括して前払いする必要があり、鉱山の開発や関連製品の生産を、州政府との合意内容に従って行う必要があります。
- iii. 移転先は、対象となるMLを利用して掘採できる見込みの資源の価額の0.5%に相当する履行保証金（この額は、5年ごとに、再評価後の当該価額の0.5%相当額に調整されます）を州政府に支払う必要があります。
- iv. 移転元と移転先は、所定の期間内に、連帯して、登録済の正規 ML 移転証書を州政府に提出する必要があります。
- v. 州政府は、ML移転証書を登録した時点で、移転先と、租鉱権移転証書を締結しなければなりません。

MLの移転に関する規則には、MMDR法の第2付属明細書の定めに従いロイヤルティー（前述の項目(ii)に記載されている前払い額と相殺されます）を支払うべき場合、移転先は、ロイヤルティーの支払いと同時に、ロイヤルティーの80%に相当する額を州政府に支払う必要があります。

❖ インド共和国政府が、2016年（改正）MMDR法を公示

❖ インド共和国政府が、2016年鉱物規則「自家消費のための、競売以外の方法で付与された租鉱権の移転」を公示



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

❖ 2016年インド共和国（改正）
特許法施行規則が発効

知的財産

- ❖ 2016年インド共和国（改正）特許法施行規則（以下「**特許法改正規則**」といいます）が2016年5月16日に発効し、「新興企業」が、知的財産権（以下「**IPR**」といいます）の創出および保護の促進、インド共和国特許意匠商標総局における大幅な処理遅れの解消、特許関連手続の簡素化ならびに起訴期限の短縮に向け取り組む原動力となるような改正が盛り込まれました。主要な改正点は以下のとおりです。
- 出願人に新たな区分（すなわち「新興企業」が設けられました。この「新興企業」とは、(a) 設立または登記の日から5年を超える期間が経過していない企業であって、(b) 当該5年間のいずれの営業年度にける売上高も2億5,000万ルピー（およそ370万米ドル）を超えておらず、(c) 新たな技術またはIPRを活用して新たな製品またはサービスの創出、開発、展開または商用化に向けた事業を展開している企業をいいます。
 - 出願人は、所定の根拠を提示することで、優先審査請求日から48か月以内に特許出願の審査を終えるよう求めることができます。
 - 拒絶理由通知に応じて提出すべき意見書／補正書の提出期限が、12か月から6か月に短縮されます。
 - 出願人は、特許協力条約に基づく国際出願から対応する（インド）国内出願への移行時に、請求項を削除できるようになります。
 - インド共和国特許意匠商標総局長官は、外国出願許可申請を受けた日から21日以内に当該申請を処理しなければならなくなります。防衛または原子力に関する発明については、インド共和国政府より同意を得られた日から21日の期間で審理されます。

訴訟

❖ 合併計画について納めるべき
印紙税に関する2つの高裁の
命令

❖ ムンバイ高裁の判事3名による合議制法廷は、「在マハラシュトラ州ブネー歳入局長官および在ムンバイ印紙税（本）局長官対在ムンバイReliance Industries Limited および在グジャラートReliance Petroleum Limited」事件⁴にて、1956年会社法の条項391から394に基づく合併計画に2つの州が絡んでいる場合、2つの州の各高裁が命じた印紙税を各州に全額納めるべきかどうかについて審理しました。

2002年に、ムンバイ高裁とグジャラート高裁が、登記簿上の事業所をマハラシュトラ州に置くReliance Industries Limited（以下「**RIL**」といいます）と、登記簿上の事業所をグジャラート州に置くReliance Petroleum Limited（以下「**RPL**」といいます）の合併計画（以下「**本件計画**」といいます）を承認しましたが、RPLは、グジャラート高等裁判所が下した命令に基づきグジャラート州にて印紙税を納めました。RILは、在ムンバイ印紙税（本）局長官に対し、RPLがグジャラート州にて納めた印紙税と1958年マハラシュトラ州印紙税法に基づくムンバイ高裁の命令に応じて納めるべき印紙税は相殺されるべきであると主張しました。

RILによる主張の内容を踏まえ、ムンバイ高裁は、(i) 印紙税は、「取引」自体ではなく、取引に関する「法律文書」に賦課される税金であり、(ii) 2つの高裁が下した命令は、個別の法律文書（たとえ同じ合併計画に関する文書であったとしても）を対象とする命令であるため、合併計画を承認したすべての州においてその全額を納付しなければならないという見解を示しました。

❖ 1985年インド共和国産業会社
破産法「特別条項」に基づく
BIFRへの付託

❖ ロインド最高裁は、SARFAESIと1985年インド共和国産業会社破産法「特別条項」（以下「**SICA**」といいます）の相関関係について扱った「Madras Petrochem Limited 対インド共和国政府財務省金融サービス局産業金融再生委員会およびその他関係者」事件⁵にて、SICAの定めがSARFAESIの定めと反する部分については、SARFAESIの定めがSICAに優先するという見解を示しました。

インド最高裁が担当した本件における主要な争点は、SICAの条項22に設けられている、「ある会社が破綻産業会社としてBIFRに登録された場合、当該会社を当事者とするその他すべての法的手続が中断され、BIFRの許可がなければ再開できなくなる」という定めに関する点でした。またSICAの条項15（1）にある3つ目の但書条項には、「BIFRへの付託事項は、債務者の債務総額に占める債権の割合が75%以上の有担保債権者が、SARFAESIに基づき、自らの債権を回収するための手続を開始した場合、無効となる」と定められています。前述の事項を踏まえ、インド最高裁は以下のような見解を示しました。

- 独占的な担保を有する単一の有担保債権者が、SARFAESIに基づき、自らの債権の回収を求めた場合、当該債権者は、SICAの条項にかかわらず被担保債権を回収できます。

4 「在マハラシュトラ州ブネー歳入局長官および在ムンバイ印紙税局（本局）局長官対在ムンバイReliance Industries Limited および在グジャラートReliance Petroleum Limited」事件（AIR 2016 Bom 108）

5 「Madras Petrochem Limited 対インド共和国政府財務省金融サービス局産業金融再生委員会およびその他



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

- ii. 破綻産業会社に複数の有担保債権者が存在している状況で、各々の債権額を合計すると、記録日現在での債権残高の少なくとも60%に達する有担保債権者が、各々の担保権を行使して各々の債権を回収する決定を下した場合、SICAの定めは適用されません。
- iii. 各々の債権額を合計すると債権残高の75%以上となる有担保債権者が、金融支援に反対し、SARFAESIに基づき自らの担保権を行使する決定を下した場合、SICAに基づく付託事項の審議は継続できなくなり、SICAに基づく法的手続は無効となります。このため、SICAに基づく法的手続が無効となった場合、いずれの当事者も、自らの債権を回収するための手続を実施できる状態となり、中断している産業会社に対するすべての法的手続が再開することとなります。

その他

❖ 2016年6月15日に、インド共和国政府民間航空省は、Tier II および Tier III都市における、手頃な運賃での空の旅、接続性の改善、観光旅行者の増加、インフラの改善、持続可能な発展および雇用創出、ならびに税金面での経済的な優遇措置に焦点を当てた、民間航空に関する国策（以下「**本件国策**」といいます）を公表しました。本件国策には、航空機の保守、修理および分解整備、空港内での地上業務、警備ならびに税関に関する国策を含む、インドの民間航空に関する22の領域における国策が盛り込まれています。本件国策の主要な領域である「地域との接続性の向上」について、本件国策では、地方空港および仮設滑走路の建設を奨励しており、接続性の低い地域に就航する航空会社に対し奨励金を支給することや、採算のとれない地方路線を人気路線の収益により維持することについて定めています。

加えて、かつて設けられた「5/20ルール」（インドの航空会社は、国内線運航期間が5年に達しており、航空機を少なくとも20機保有している場合に限り国際線に就航できるというルール）が、「どの航空会社も、少なくとも20機の航空機または保有総機数の20%に相当する航空機を国内線に割り当てることができる場合には、国際線に就航できる」というルールの導入により緩和されました。

他の重要な変更点には、（インドの航空会社が、さまざまな国との間を行き来する旅客便および貨物便を自由に設定することが可能になる）「オープンスカイ協定」の実施、民間企業、州政府、および/または官民パートナーシップによるグリーンフィールドやブラウンフィールドでの空港建設、航空貨物輸送サービスを推進して「Make in India」政策をさらに前進させること、またインド共和国政府の電子商取引や輸出に関する政策の改善等に寄与する変更が含まれています。

❖ インド共和国政府国防省（以下「**MOD**」といいます）は、2016年4月1日より有効となり、（特に、政策の枠組みを強化して、国防物資の製造（調達）における「Make in India」政策をさらに前進させることを目的に）インドによる国防物資の調達に適用される、新たな2016年国防物資調達手順（以下「**DPP 2016**」といいます）を公示しました。国防物資調達手順の主要な変更点には、これまで国防物資調達の区分の1つであった、「（インド向け物資の）調達」区分が、新たに導入される最優遇区分である、「インド固有の設計、開発および製造（IDDM）方法で作られたインド向け物資の）調達」区分と置き換えられ、IDDM方法で作られた物資であるかどうか最も重視されることとなる点が含まれています。「製造」区分も、MODが資金の90%を負担する「（政府原資での）製造I」区分と、民間のベンダーが資金の全額を負担する「（民間原資での）製造II」区分という2つの下位区分に分けられます。

DPP 2016には、「在印ベンダー」の定義も盛り込まれています。また、相殺義務が適用される調達提案のコストの基準値も引き上げられます。在外ベンダーは、DPP 2016に規定の開示を行い、所定の条件を満たすことで、自らが製造した装置のインド国内における販売を代理業者に委託するために必要な見積依頼（以下「**RFP**」といいます）を状況に応じて行うことができます。調達要件によっては、RFPに、DPP 2016に定められているさらに厳しい成果要件を満たすよう定めることができます。RFPの草案の内容によっては、ベンダーは、特に、関連輸出許可について審査、取消または停止が生じていないことについて確認するよう求められることがあります。調達額が2億ルピー（およそ298万米ドル）を超える調達については、必ず、誠実協定を締結する必要があります。

❖ インド共和国政府環境森林保護省は、(i) 2016年3月29日に、2000年都市固形廃棄物（の管理および取扱いに関する）規則に置き換わる、2016年建設および解体に伴う廃棄物の管理に関する規則を公示し、(ii) 2016年4月4日に、2008年の旧規則に置き換わる、2016年危険廃棄物および他の廃棄物（の管理および国際移動に関する）規則を公示しました。

❖ 2016年公表の民間航空に関する国策

❖ 2016年国防物資調達手順

❖ 新しい建設および解体に伴う廃棄物の管理に関する規則



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

❖
VC Circle, 2016 において
Law Firm of the Year を受賞

❖
Legal Era Awards, 2016 において
Best National Corporate Law Firm,
Best Overall National Law Firm of the Year を受賞

❖
Corporate INTL, 2016 において
M&A Law Firm of the Year | Arbitration Law Firm of the Year,
Commercial Dispute Resolution Law Firm of the Year,
Competition Law Firm of the Year を受賞

❖
Bloomberg's Global M&A, Legal Rankings, H1 2016 の
M&A Announced League Table by Deal Count and Deal Value で1位を受賞

❖
Thomson Reuters' Emerging Markets M&A Review, Legal Advisors, H1 2016 の
M&A Announced League Table by Deals Completed で1位を受賞

❖
Thomson Reuters' Mid Market M&A Legal Rankings, India, 2016 の
M&A Announced League Table by Deals Count and Deal value で1位を受賞

❖
Venture Intelligence, January to April 2016 において
M&A Announced League Table by Deal Count で1位を受賞

❖
Bloomberg's Global M&A, Legal Rankings, Q1 2016 の
APAC ex Japan Mid-Market by Deal Count (up to \$250m) で1位を受賞

❖
Mergermarket Global & Regional M&A League Tables of Legal Advisors, Q1 2016 の
Asia-Pac buyouts by Deal Count で1位を受賞

❖
Thomson Reuters' Emerging Markets M&A Review, Legal Advisors, Q1 2016 の
Indian M&A Announced League Table by Deal Count で1位を受賞
India involved Mid-Market M&A Rankings by Deal Count
and Deal Value (up to us\$500m) で1位を受賞
India involved Small Cap M&A Rankings by Deal Count
and Deal Value (up to us\$50m) で1位を受賞

❖
India Business Law Journal, 2015 において
Law Firm of the Year | Best Overall Law Firm,
Firm of the Year for categories of Banking & Finance, Capital Markets,
Competition & Antitrust, Mergers & Acquisitions, Private Equity & Venture Capital,
Restructuring & Insolvency and Structured Finance & Securitization を受賞

❖
Thomson Reuters' Emerging Market – M&A Review, 2015 の
Deal Count and Deal Value
for the Indian M&A Announced Deals League Table で1位を受賞

❖
Mergermarket Global & Regional M&A League Tables of Legal Advisors, 2015 の
Deal Count and Deal Value for India League Tables で1位を受賞

❖
Bloomberg's Global M&A Mid Market M&A Legal Rankings, 2015 の
APAC ex Japan Mid-Market by Deal Count (up to \$500m) で1位を受賞
APAC ex Japan Mid-Market by Deal Count (up to \$250m) で1位を受賞

免責事項： このニュースレターは、特定の方へのみ配付するものですので、再配付はお控えください。このニュースレターを複製、頒布、複写、公開、修正、配布、および/または公表することは固く禁じられています。このニュースレターは、広告または勧誘を目的に発行するものではありません。このニュースレターの内容は、情報提供のみを目的とするものであり、専門家の助言に代わるものではありません。このニュースレターの内容を信頼したり、このニュースレターに含まれている情報を元に何らかの決定を下したりする前には、必ず専門家へ相談して、各事件に固有の状況を踏まえて提示される法的な助言を得てください。AZB & Partners は、皆様がこのニュースレターに含まれている情報を元に活動したこと、または活動を控えたことにより生じた結果について、いかなる責任も負いません。

また、このニュースレターに心当たりのない場合には、お電話 (+91 22 6639 6880) にてお知らせください。

Copyright © AZB & Partners. All rights reserved. AZB & Partners から書面による事前承認を得ることなくこのニュースレターの内容をキャッシング、委託、または他の方法で、複製および再配布することは明示的に禁止されています。なおこのニュースレターに関するご質問は、電子メールにて < editor.interalia@azbpartners.com > までお寄せください。